

農地法第4、5条許可申請添付書類（副本はコピーで可）

※ 申請書の受付は、甲斐市役所（竜王庁舎）本館2階農業委員会事務局で、毎月10日（休日の場合は、直前の業務日）が締切日です。

- 1 申請書 2通（正本2通）
 - 2 印鑑証明書 正副各1通 譲受人、譲渡人とも正副各1通
（3ヵ月以内）
 - 3 土地登記簿謄本 各筆正副各1通 法務局で交付
（3ヵ月以内のもの）
 - 4 位置図（案内図） 正副各1通 住宅地図等
 - 5 公図（隣接耕作者・地目記入） 正副各1通 法務局で交付
（3ヵ月以内のもの）
 - 6 隣接耕作者の同意書 正副各1通（4m以上の道水路で隔たれている場合は不要）
 - 7 農用地除外証明願 正1通 申請地が農業振興地域の場合
（証明書は農業委員会で処理します）
証明手数料300円の領収書（写）添付
 - 8 事業計画書 正副各1通
 - 9 資金証明書 正副各1通（自己資金の場合残高証明書・通帳の写し※原本持参借入金の場合は、融資証明書・借入申込書の写し（金融機関の受付印のあるもの））
 - 10 土地利用計画図 正副各1通 配置図（雨水・排水・上水道経路記入）平面図、立面図（駐車場、資材置場等の場合は面積検討表も添付）
 - 11 断面図 正副各1通（縦断面図、横断面図どちらも）
 - 12 造成図 正副各1通 土地造成を行う場合
 - 13 譲受人が法人の場合、以下の書類を添付（正副各1通）
法人登記簿謄本、法人印鑑証明書、法人定款の写し（原本証明されたもの）、
議事録謄本（役員会等）
 - 14 土地選定理由書 正副各1通 第3種農地以外の場合必要
 - 15 復元計画書 正副各1通 一時転用の場合必要
 - 16 その他 正副各1通
 - ・ 排水の承諾書（浄化槽設置の場合）
 - ・ 貸借契約書（案）、仮契約書、借り手側からの必要性のわかるもの。
 - ・ 土地改良区の意見書（旧双葉町地区で、地目が田の場合）
 - ・ 所有権以外の権利者同意書
 - ・ 分譲の場合 宅地建物取引業者免許証の写
- ※ 転用内容により、その他の添付書類が必要となる場合があります。
（開発許可、公害防止、景観形成、国土法、文化財、国有地廃止等）